

◎新潟県告示第855号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第51条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり再開の届出があった。

令和4年7月29日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	再開年月日
山岡歯科医院	佐渡市上長木358-2	令和4年7月2日